

2018（平成 30）年度「共同生活ほいーる」事業計画

はじめに

自立支援法の施行から 10 年が経ち、報酬改定・新事業の創設、共生型サービスの導入など様々な改定が行われております。共同生活ほいーるとしては、新設された「自立生活援助事業」を活用し、地域生活を支える仕組み作りを検討しているところです。個人の生活に合わせた支援の提供を目指し、制度の活用と支援計画の見直しを図ります。

昨年度実施した、第三者評価を受けて、今年度は順次マニュアルの作成を行います。

また、グループホームの入居者、家族の高齢化が年々進んでおり、入居者の状況に合わせた支援のあり方についても再度見直していく必要があります。高齢化に備えた残存機能の保持、財産等も含めた権利擁護・成年後見人制度の活用や生活習慣病の予防を受けて、食事の見直しを行います。

1. サービスの概要

(1) 居住地、事業所名及び定員数

神辺町川北	みなみの荘	6名	男6名	
神辺町川南	とのまちハウス	10名	男6名	女4名
神辺町下御領	来いこいハウス	6名	男5名	女1名
神辺町新湯野	かねしろ荘	5名	男2名	女3名
神辺町新湯野	さざん荘	5名	男性3名	女性2名
計 5カ所	定員 32名	入居者 32名		

(2) 利用者支援について（詳細は 2、サービスの具体的な内容）

- ①事業所内にて家事、入浴、清掃、金銭管理等の支援及び見守り
- ②個々の生活、障害の状況に応じた支援
- ③社会参加にかかる支援

（所内での時間の充実。外部支援事業の利用。余暇活動の支援等）

(3) サービスの提供日数

- ①サービス提供日数 365日（但し、祝日、休日が続く場合は除く）
- ②夜間支援提供日数 300日 ※G・H 毎によって夜間支援の回数は異なる
※みなみの荘については、夜間支援は行わない
- ③土、日曜日の日中支援の充実

(4) サービス費及び報酬単価

入居者 32名		
区 分	報酬単価	利用者数
共同生活援助サービス費 (I) 区分6	6,610	5
共同生活援助サービス費 (I) 区分5	5,470	4
共同生活援助サービス費 (I) 区分4	4,670	9
共同生活援助サービス費 (I) 区分3	3,810	6
共同生活援助サービス費 (I) 区分2	2,920	7
共同生活援助サービス費 (I) 区分1	2,420	0
夜間支援		
夜間支援体制加算 (I) 支援対象者5名	2,690/日	5
夜間支援体制加算 (I) 支援対象者6名	2,240/日	6
夜間支援体制加算 (I) 支援対象者10名	1,490/日	10
夜間支援体制加算 (I) 支援対象者5名	2,690/日	5
夜間支援体制加算 (III) 支援対象者6名	100/日	6
重度障害者支援		
重度障害者支援加算	3,600/日	4

(5) 報酬総額の年間推移

年度	サービス費 (単位千円)	利用 者数	前年 度比	理 由
29	76,851	32	20%増	さざん荘開所と重度加算の取得
30	75,098	32	2%減	報酬単価の改定による減収

(6) 職員配置人数

職 名	配置基準	29年度配置数	30年度配置数	雇用形態
管理者	1以上	0.5人	0.5人	常勤兼務
サービス管理者	1.1以上	1.5人	1.5人	常勤・常勤兼務
生活支援員	5.7人以上	6.5人	6.2人	常勤・非常勤
世話人	8人以上	8人	8人	12人非常勤
夜間支援員	4人以上	4人	4人	16人世話人兼 務非常勤

2、サービスの具体的内容

(1) サービス提供時間

①支援者の配置時間	世話人	5:30(6:30) ~ 9:30(8:30)	
		15:00 ~ 20:00	
		20:00 ~ 22:00	
	夜間	22:00 ~ 5:30 (夜勤体制)	
	生活支援員	11:00~20:00(7:00~9:00	15:00~21:00)

(2) サービス提供日

①平成 30 年度 実稼働予定日数 356 日 (97.5%)

土曜日の宿泊支援を、「とのまちハウス」「来いこいハウス」「さざん荘」で実施し、現段階でニードが乏しい「かねしろ荘」「みなみの荘」については実施の予定なし。さらに「みなみの荘」については夜間支援員の配置なし。

(3) 休日の支援

- ①休日の充実のために、外部支援事業所と連絡調整
- ②利用者が主体的に計画して休日を過ごすための助言

(4) 食事の提供

- ①朝食、夕食の提供（土曜日夕食、日曜日朝食を除く）
- ②栄養バランスの取れた、なおかつ旬の食材を使い提供する
- ③土曜日の昼食に関しては任意で提供する（1食 300 円）
- ④安全安心な食事を提供するため検食の保管を実施する
- ⑤生活習慣病予防の為、提供する食事の塩分管理を行う

(5) 預かり金銭

- ①金銭の管理体制は法人本部にて執り行う
- ②管理責任者が通帳を管理。銀行印は法人理事が管理する。
- ③日常の軽微な金銭管理は生活支援員が G・H 毎に鍵の付いたロッカーにて施錠管理する。預かり金銭の出納状況を 2 ヶ月に 1 回報告する。

(6) 健康管理

- ①毎朝のバイタルチェック
- ②服薬管理と通院への付き添い

(7) 非常災害対策

- ①総合訓練 避難訓練の実施 8 月、2 月
夜間時においても避難が円滑にできるよう消防所轄庁と連携をはかり防災に努めていく。また、地域のハザードマップを基に防災訓練についても実施する。
非常時用の保存食を各ホームで備蓄しておく。
- ②防災時の保存食を各ホーム毎に備蓄する

(8) 相談支援の実施

- ①随時実施する。利用者、家族からの相談も多くあり必要に応じて行う。
- ②外部相談・・・弁護士や専門機関への相談支援を記載

(9) 就労支援の実施

定期的に生活支援員が職場を訪問し長期的に勤務が継続できるよう職場や東部地域障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等と連携をはかる。

(10) 終末期を迎える人たちの支援

医療との連携を図り、終末期の生活を支えていく。

(11) 支援の質を高めるために

- ①職員研修の実施・・・旭川荘療育アカデミー等への参加
- ②世話人全員を対象とした会議（研修会）の開催（毎月第2火曜日に開催）

世話人会議の年間予定表

月	内容	月	内容
4月	障害と支援について	10月	防災について
5月	個別支援計画について	11月	感染症予防について
6月	障害と支援について	12月	障害と支援について
7月	食品衛生について	1月	障害と支援について
8月	障害と支援について	2月	平成30年度総括について
9月	人権・虐待防止について	3月	障害と支援について

(12) 障害特性に配慮した支援

- ①入居者個々の障害の特性に配慮した居住施設の変更
- ②居住施設内の環境整備（自立した活動が行えるための提示または治具）

3. その他

(1) 入居者の将来（高齢化を含む）に向けたアンケートの実施

入居者・保護者へアンケートを実施し、本人・保護者の状況の整理と老後に向けた本人の支援体制を構築するための準備に取り組む。

(2) 個別支援計画書の書式変更

グループホームでの基本的な支援（食事面や健康面）に加え、入居者の生活の質に着目した計画となるよう様式の変更に取り組む。

(3) 設備・備品について

開所から10年を超える居住施設もあり、開所当時より使用している家電製品（空調器具や冷蔵庫など）の修理・買い換えの必要が出てきている。資金については修繕費積立金より拠出する。